HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	都市社会学 ： 昭和28年度特殊講義案 第8巻
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Description	東洋大学社会学部大学院社会学研究科講義案。都市の時間的秩序。
Issue Date	1953
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77389
Type	manuscript
File Information	N015_01S28.pdf



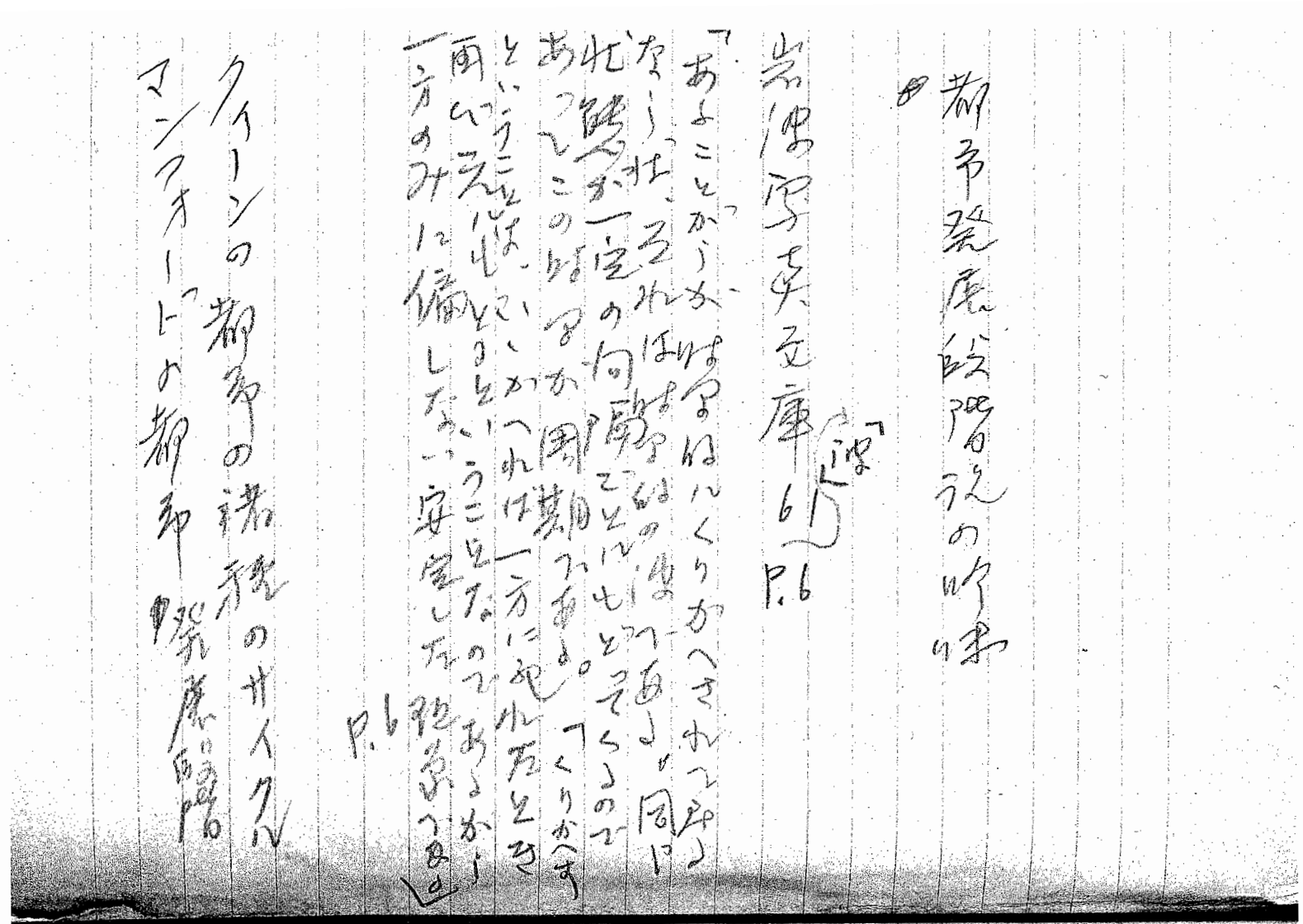
Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

都市社會學

二十八年度
特殊講義案
第八卷

都市の時間的秩序

MITUHA
TOKYO



前帝廃位阻止の申し
出
岩倉家文庫61
P.6
「沙」
「あることからはなはだくりかへさゝれて却
なり、北、それはよろしからず、一定の向勢なるの後
北朝が一定の向勢にもとそくるので
あつてこのなるか開期である。「くりかへす
ということは、いかへれば一方に死刑をも
両にうことなのであるから
一方のみに偏しなく安堂した処分をつる。
P.6

クイーンの前帝の称号のサイクル
マンフオートの前帝廃位の論理
P.10

前帝廃位阻止の根拠
一、天皇および皇族の権威、尊厳の立場
二、皇位継承と国家的な危機
相律令、とその前後の伝作
北朝の開始、青年の服役と老後の期待
三、
皇室の反復
皇室の反復と年中行事
世代的反復と家族制度
家の廃絶の意味
(二)
前帝廃止および皇位継承
日本の前帝と米国の前帝
前帝廃止および日本的対処としての
封建的開始と対等の権利

因果縁のしからしめたるところ
かの時の聖人の言葉
子のための善は悪となり
悪は善となるなどの
仏の子どものことを思う人の心
子どものおんなどのこと
考えるようなことをすることの
なきをもって

家の変化を因期の混乱
(改)
第二代 同期の混乱

家に財の富積せし時代と家なき時代
財と子孫への影響とその時数
家を上げ下げ移転を上げ

(家の栄枯盛衰の変化の度)

三 第二代均人の一代

パーソナリティーの同じとしての立地と
期間のおける株券の同じとしての立地
の立地

六 財団社会の構造と変遷の社会

各地からサンプルを取ることが必要であるが、
今回の各地の北海道、九州、北陸、
をとりあげたが、この北海道
の立地条件は

老いて身への自由を失ひし
なれば、子は私のみおれ老母を
成るべくいたわるものとおもひ
ゐるなり。かくのみ
子のおへつくしみれば
つくさゝるべからざる
不安の同伴者
老母の私を顧みず、
私は
私の
私は
又況んや故郷
その私か老衰しれば

※

菊地寛の父母との二人と共に

菊田一夫の

由起紀子の出紀子とその人

ブランド

※地獄、報恩の仏仰、
和生に精を励しむるの不思の

※
和算の家元は大きさの基準が
ない。一定という一同とまよか、一同の
大きさは材木や土地によって移
りかわる。日本では四畳半、
六畳、八畳などきまっていよう連
絡もきまっていよう。大きさを
統一すれば能率が上がります。

一回も同じ大きさに合わせる
日数も制作
日数も制作
なお、
※

※そしてその配列もその年に定め
それに従って行動する人々の一団
を予定するものである。

兼任

序列

序列を定めた意味は、仏教の教
団組織上統一ある団体行動の秩序
整正と一団の規範を確立し、
序を乱す者を処分するにある。

序列は、一般の行動の秩序整正
と一団の規範確立に必要なる

この特徴を
一つの独立した世界を形成している。

この度の地震の被害を
心からお見舞い申し上げます。
私たちは、伊藤塾の事務所を
大阪から東京に移転して
丸一年の節目に、阪神
淡路大震災を経験した
者として、一日も早い
復興を願っております。
一年前のあの日も寒く
ひどく冷え込んだ日でした。
私は、当時、大阪の法律
事務所に勤務する
弁護士でした。

マスミのニューヨークの暮らしぶりの大変さとは違う、

都市と田舎とでは時差の形式が異っている。都市では時計を基準にしますが、田舎では太陽の動きを基準にします。都市の時差は意図的に作られたものですが、田舎の時差は自然発生的なものです。

都市の時差は意図的に作られたものですから、一定の規則性があります。例えば、ある地点から東へ行くほど時刻が進むように設定されています

⑥

労働に従事する周期の単位

一日
一週
一月
一年
一生

周期さかう行動の種類

睡眠（夜間）
食事、休養（契約の定義）
日曜日の娯楽、休養（休暇）
勤労、
娯楽、娯楽、休養（節日の定義）
基準、休業（同勝負の時間）

休業、勤労、娯楽、睡眠

二十四時間

2
1

仕人的

実行するかどうか

とんな案件化された法律

おもか。

一日の労働時間の制限

一日は約束の一日は休み休みした可定の労務に対し、その労務が法律

ことをみうち知らない人も多い。

かこの協会は民事に関係

労務に従事する労働者とは

労働者の二者である。※

※

用語は民事に関係

一般には

給料においては労務は和年くず、日没に至る十時間近くの勤務

※一方は可定の労務を遂行する義務があり、一方は可定の労働を支払う義務がある。

△彼等と雇傭者との契約は一切すべて自由意志によるものとされ、双方の利害が対立しているけれども、彼等は自由な人格者であるから、すべて平等の立場において契約を締結し、日々の生活を自由意志によって維持しているものと考えられる。

△封建時代においては、農奴は領主の土地に縛りつけられ、領主のために一定の労働を義務づけられていた。

◎大工場においては一定の固定した労働者のほかに臨時雇用不用意な労働者の大群が存在し、彼等は雇傭と解雇とに関して全く無権利の状態におかれている。

△彼等は国家に対しても何らの権利を有しない。

◎前近代的な雇傭関係が近代的大工場において行われているこの例をみよ。

△封建的な主従関係においては、主人は家僕に対して衣食を給与する義務を負うが、家僕は主人に対して労働を提供する義務を負うのみで、主人に対して賃金を請求する権利はない。

△彼等は国家に対しても何らの権利を有しない。

◎前近代的な雇傭関係が近代的大工場において行われているこの例をみよ。

△封建的な主従関係においては、主人は家僕に対して衣食を給与する義務を負うが、家僕は主人に対して労働を提供する義務を負うのみで、主人に対して賃金を請求する権利はない。

△給料の支払いが前より多く月に二回になったから、それに伴って給料生活者のお支払い日は月並に行かぬようになった。家賃、月々の昇給、掛金、皆給与。これは皆給料の周期に伴う随伴的周期である。

多額に和(品給)の
探求に満足しない人々が多くなって
いる事は事実である。
労働組合はその他給与(賃金)
の決定に関し
ない場合が多い。
賃金又は給料の支払は前より多く月
給制であるが、年末の賞与とか
期末手当などは一年の周期を
もつものである。(ボーナスは新制度)
年俸(年俸とは一年間を通じ一定
の給与)
△賃金
勤務はじめより
各々年々の昇給俸給はインフレ

職人四名中三名ニ一年子より

＊
十餘の家具工場は徒弟二
人四五名を使用してゐるが、徒弟は
年期は三年乃至四年で給
金は三年目の末頃から
年、その他一年毎の昇給
の職人となる。
職人は主人の家より
他の家にて働いても
よいし又独立してもよい。
徒弟の
年期が終ると職人となるが
この職人は一生
涯主人のもとに
居るものと
世代に亘って忠誠
を尽すのである。
徒弟の
年期は六ヶ月
職人四名中三名ハ一年子より

＊
十餘の家具工場は徒弟二人四五名を使用してゐるが、徒弟は年期は三年乃至四年で給金は三年目の末頃から一年毎の昇給の外その他一年毎の昇給がある。
職人は主人の家より他の家にて働いてもよいし又独立してもよいし、四年の年期が終ると職人となるが、この職人は一生涯主人のもとに居るものと世代に亘って忠誠を尽すのである。
徒弟の年期は六ヶ月

節子、八好子の休暇が前後して帰
人はの一日の生活でそんなにするは
配ありと節子はの同好と話
まの夫の休みは恐らく休暇一般に
そいわゆる一日のはずは鉄道では
なってあるまか。
話未法にを同私へ行けには暇は
を休業なります私をは一般に
珍しく珍しい迎えくれくださって
ない駅にまで船までまで
一日十日をも休みをす駅なし柿
はまる。大小神の祭りなるも、
角井周子が三回の休日の私は今北

和の字の節句の日。一月七日三月三日五月五日七月七日九月九日。それは本当は陰暦によったものであるが、大きな節句となっている。陰暦については後述する。二十四節気は太陽の上に今日はどの位置にあるかを示すもの。皆休業とし、娯楽度を増すのが節句である。

（今日でも門松など休みは休業の日とか、一年に二回とか、正月と盆とか、麦の収穫とかの収穫祭とかいう人もある。）

休業は一年を周期とした休暇の制度である。

盆と正月は年に二度の最大の休暇日であるが、その他いくつかの休暇日がある。

休暇中は一般に平常の生活とは異なった行動をとる。

休暇日は一般に平常の生活とは異なった行動をとる。

休暇日は一般に平常の生活とは異なった行動をとる。

※ 春秋の
日本の俳人、旅人、紅葉狩
大陸の実景、食事、春秋、釈社、
きりに都会へ移住する
にぎやかな行事を好む
配置が、よく用意されている。
野
印象の外に数多にある
八地よりも色の良好な
の形の好きという事情
とりわけ、※枝を知って
栄えるのが、
好きの方位の割りを知り
実行している人々の一例、それが大
変多く、民族であり、都会
地方多数であったり、村や町を
往ったり来たり又

*はるかな秩序の共同は、それが集団活動の経てきた場合もあるが、常に共同体のすべての構成員の統一ではない。

年中行事の節目の祝祭的なものは、一番、代表借、思考、契約の実行、休業（借金より）、二、休養、三、慶祝祭（一年、年都市の数かへ繁り）

町の内の一地域単位、家単位、戦時単位、などにおける行動のすべてが同一であるような世界に於ける人々である。（それはそれぞれの時代の人々である。）

なる社会の団結の意識はしかし深い同胞相哀れむ一*長期に亘る生活体験共同の意識を持つ人々の間の一体感の感情は、今日のマス・コミュニケーションの発達の手伝いをしてあるのである。

（記号的統一はない。）

（第三回）

私はのちに述べるはずの模倣の中
質な民生活を支配した人たちは
年後までの家の物語に伴って存在
尽した色んの財産、物語、
手段。（それは日本民族の一切の社会性人生観の基盤に深く
なっている。）
なども
もちろん代々の家族の集まり
家族の模倣の為に出来ているもの
か、また家族は家族構成が
一代を周期とする同一の順序で死
亡及び発生をくりかえしている。一代は
この社会の
おの計算では神の子孫に
あたる伊勢の土にかける
増金仁
一代
年、長男一家は
の一代

同一の学年時期の何年目かであっても大きさ成せらかさくし成せらかよ。

十三才の時に元寇であった事と多大、苦しみ事さえ事て事。
（その他一代のほには少さい芸のやの事のみが色にある。）家は無い有様ですまし終たのです。その有様を中絶すよ説明はこの家族地勢名の状況的警戒の事態の中ではなく、生活的説明により子なき場合、幕末の事生の場合、病弱や精神的能力こしさ時、色の災害のあった場合を指にてあるか、
答よ、産婦、陰元、高年なれ

⑥

家族の中の一人の不行跡な行いは家族
とその子孫を不幸にするものである。
また、家が家としての本来
の役割を果たさなくなると、
家は社会に
とって無用なものとなる。
家は社会の
成立、人は自己の存在を
展開するのを考えるとき家や学校を
重視しなければならない。
家族の
人の能力が
発揮されるように
家庭をおこなう
ためには家族の子孫は
健全な家庭をつくる
ことに経験した。

家族の家では
題目読家には基本的な
世代の家

の役割を
果たすように家は相続しなければ
ならない。
家庭とは家族が
集まって
生活する場所である。
家族の
人々の
個性を
発揮し
合って
家庭をつくる。
家庭は
家族の
子孫は
健全な
家庭を
つくる
ことに
経験した。
また不幸な
家庭では
家の
相続を
拒否する
ことも
ある。
家庭は
家族の
人々の
個性を
発揮し
合って
家庭を
つくる。
家庭は
家族の
子孫は
健全な
家庭を
つくる
ことに
経験した

まんまるしなければならない。

※ 比到会いたいは同伝は仲人なし加人ではなく、
か、た。私かこのお二愛情の取りをつくすのは、
仲人が仲人になったまま私は家の娘を
発展のため子を思う自分を犠牲にして
若くして私は子を産み年老いて私は
ちがうとあのは他人を借人との同の仲人
的なやり取りではなく、家の発展にお
父の伝統子の伝承がさらさせたのである。
それは正に家の財産的発展にほかなら
発展というのである。

(十)

完全に自由な

人は私たれ私は幸福を望む。
人は私たれ私は幸福を望む。
子孫や家の将来を考えて。
子孫や家の将来を考えて。
本体は娘を完全に成長する為に
す家の発展のために自己を犠牲
そして立派な家と家業を子孫
のために残すことが
の本体

◎日本では仲人を私達は未来の子孫のために
為にギセイにされたが、朝鮮や中国では宮を
と祖先のためにギセイにされた。年寄に孫世代は
な家の発展に奉仕する為である。※

※ 仲人は日本のみ。

(十)

私たち自己を

※ 憲法草案第12条による国民生活の急変は、
口民文化史の中に当てはめて大きな
変革であったが、現実の民法改正に伴う家の制度の廃止は
さらに大きな変革であったと思われる。

(B) 家督相続
従来の家の中心生活をしていた日本人は個人の集
まりに変わり、家の制度は廃止された。
(C) 戸主権
戸主の権利義務が廃止され、家の制度は廃止された。
(D) 財産相続
財産相続は均分相続となった。
(E) 婚姻
婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するようになった。
(F) 離婚
離婚は自由にできるようになった。
(G) 親権
親権は父母が共同して行うようになった。
(H) 戸籍
戸籍は個人を単位として編成されるようになった。
(I) 隠居
隠居の制度は廃止された。
(J) 遺言
遺言は民法の定めるところによってのみ行うことができる。

今もなお家の城壁を個人を開放する必要がある。

(A) 家督相続
従来の家の中心生活をしていた日本人は個人の集まりに変わり、家の制度は廃止された。
(B) 戸主権
戸主の権利義務が廃止され、家の制度は廃止された。
(C) 財産相続
財産相続は均分相続となった。
(D) 婚姻
婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するようになった。
(E) 離婚
離婚は自由にできるようになった。
(F) 親権
親権は父母が共同して行うようになった。
(G) 隠居
隠居の制度は廃止された。
(H) 戸籍
戸籍は個人を単位として編成されるようになった。
(I) 遺言
遺言は民法の定めるところによってのみ行うことができる。

今もなお家の城壁を個人を開放する必要がある。

※ 憲法草案第12条による国民生活の急変は、口民文化史の中に当てはめて大きな変革であったが、現実の民法改正に伴う家の制度の廃止はさらに大きな変革であったと思われる。

(A) 家督相続
従来の家の中心生活をしていた日本人は個人の集まりに変わり、家の制度は廃止された。
(B) 戸主権
戸主の権利義務が廃止され、家の制度は廃止された。
(C) 財産相続
財産相続は均分相続となった。
(D) 婚姻
婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するようになった。
(E) 離婚
離婚は自由にできるようになった。
(F) 親権
親権は父母が共同して行うようになった。
(G) 隠居
隠居の制度は廃止された。
(H) 戸籍
戸籍は個人を単位として編成されるようになった。
(I) 遺言
遺言は民法の定めるところによってのみ行うことができる。

今もなお家の城壁を個人を開放する必要がある

※
政治家の制度化は進んでいるが、人々の生活の中には改善を必要とする点は無数にあるし、家族の機能なども、女子に対する男性の機能なども、今なお無くなっていない。ここは家族は政治家の立ち入る余地はないが、政治家の立ち入る余地は政治家の立ち入る余地はないが、政治家の立ち入る余地はないが、政治家の立ち入る余地はないが、

＊
自分の思うままに家を建て庭を造り、
床に就き、
寂しい夢の中に老いた私
は死ぬ。
私の死に
悲しむ人の
ことは思い出さない。

△
新しい私は四季人は一生を通じて
の変遷から脱出する。
中に生活をもつ他の家族に
人の一生は常に新しい家族
の中に新しい家族
放に人の
一生の
は家族
の中に
覚的
人の
の新
伝統
家族
人生
新
家
多
月
(家庭裁判所の調停委員のことか。)
(おじいさんの教訓のことか。)
(家庭裁判所の調停委員のことか。)
(家庭裁判所の調停委員のことか。)
(家庭裁判所の調停委員のことか。)

老乃の

朱隆な白い村の高浜な家をれ、ボロボロ
老れの二男ふての田力の生活は、かなしい心の
てあったでおろう。彼の生活は、まったく完
全な貧しさや自分のようではなく、自分も生家に
兄弟として、よく自分より年若い家族につかえて
居ましたが、その家が富んでおり、
又、自分の身分は、なんといってもその家の内輪の
ものでしかなかったので、自分の肉身の
父母兄弟が、自由になる、老後の生活の型であります。
美しい、パールバックの大地に出ます中国の貧農の
家族では貧困が老人のその生活をみじめにし
又たかれども、外をいえば息子の純心
な老人に対する満足をこの
老人にあたえます。私が思います。
人の一生の型はその人の生活している文化の
型が異なるにつれて異ってゆく。これによって
生の生活の型をかえるには一生を一周期として
不運による個人生活はあっても、基本はなお
ないと思う。人はこの基本の
組織の型はなしとげ、計画したり、
な型にもとづいて、人生は
ふに和遠な、人生は
庶民の生活は、
よりすぐれたものは、その文化のなかで人の一生がどん
な順序でどんな形をするかのお普通である。

基礎をなすれのかなりますに記入。人生をかえる
ようなことについての考への整理様
ようにしなければ。

私は、次の日本の都市の一代
老へてみよ。
絵表
記して下さい。これは色んの色の
ように、
多くの、財産の順序の
最も多くの
仕事をする
ように
国家
のための教育が盛んに
なって
一般の
人の一生
は経営
して
行くかについて、明確な一般に定
められたものがなくして
人々は平均して
順序を
ふむ。平均
人生は大多数の
人々は平均
一生
の
順序
に
従って
行く。
平均
人生
の
順序
に
従って
行く。
平均
人生
の
順序
に
従って
行く。

解されないように、東洋の社会には遅れ
ている。家庭とか村とか都市とか
いう組織の、永続的な集合表象をな
くすようにと思われる。）

的秩序

近は人格主義的な社会組織の物理的
不完全な仕組に煩はされないようと
ころがあつて、その欠陥を補ふ為
新社会生活を統一的に統制
法を加味した生活様式をもつてゐる。

各々の要求を満たす手段を個人化
社会組織の一部とせんとする
ものであつて、その欠陥を補ふ為
新社会生活を統一的に統制
法を加味した生活様式をもつてゐる。

異なっております。けれども、一方が変化
した他方が異なるとは限りません。
二つの種の
二つの種の
それぞれの種の
中でも一つ一つが
(都市部の若者に特有の現象とは言えなかった)

私が本書の最初の章に取り組んだ時、種
序の章を読んだのは、私たちは
都市化に伴う家族形態の変化
いる段階にあり、過渡期の段階にあり、
この変化によって市民生活における
様々な問題が
特に序章は
あらゆる分野に
おそらく、また、過渡期の時期

(6)

生活構造

都市の特質

(6)

都市の特質

(6)

(6)

(6)

宝蘭のある鉄工場の正式の従業員は七七四六人であるが、会社の就業規則を見ると「会社と雇傭期間の定めのない労働契約を締結したものを日々労働契約をする者とからなる」とあるのであるから何時誰でも首されるか不安定の立場にある労働者の一団がある。日給制による会社直属の臨時工(がそれである。この臨時工が一、二三四人居る。彼ら労働組合を持つに至つたが、正式社員の労働組合とは全く別の存在で常に連絡機関に過ぎない。彼らは

二八・一月改稿

正式の労働者になる手を甚だしく怠っている。

更に大の臨時工の下層に（多数の）請負業者を通じて氏工場で働く最低賃銀の日給を得ている労働者の一群がある。その数は四三〇〇名である。請負業者とその会社の組織をしてボスとしてその配下の労働者に君臨して子分としてきびきびの大工場に従属している。この最下層の労働者は労働組合もなく労働基準法も満足に履行されていない。

時の経過

和平の使命の実体は組合の趣旨による

世界の皆の日は住民、その実現に努力の律に従い、行和の為の趣意書を工、時の経過は同一のものと考え成文又は成文(よって)違背する一国の人々の存在によって成立しても一切承認

かえって紛争も多い。紛争解決のための一つの国家の主権(存在)又

仏日七日の法会行われる人も稀な土地柄の風習は
九二年の一つの発見の中、弁天周辺の特徴
ねこのような形状は特徴です。

周期の幅は異なるが反復される行動の種類は次の表に示すごとくである。

都市における時間的秩序の周期別行動

周期の幅	反復される行動の種類
一日	休養（仕）　営養（世）　睡眠（仕）　日給労務（職）
十週	週間作業時間表（職、学）　日曜日の休業、休養、娯楽（職）（仕）（仕）
一月	月給労務（職）　月賦（世）　家住更、月財、月末払（家）
一年	年末年始の休業、決算、贈答（職）（仕、世、職）　七五三の節日の娯楽、休養、営養（世）　国葬応報の行事（家）　祭祀報恩、民間信仰実践（家）
一生涯	封建時代の主従の家と家の関係は年期奉公の労働契約（職）　民間信仰実践（家）
年以上	

註
（仕）仕人（世）世帯（職）職域（学）学校（家）家族

OKINA

右の表れかけの一方より一年に亘るまでの休止に至る迄の間を一生の周期は家族生活における周期である。

右の表れかけを反覆されよ行動は次の活動である。

睡眠、食、休養、娯楽（労役）作業（学業）休業、娯楽

決断、躊躇

（主客共感）

（主客共感）

娯楽は一つの決断をよりよき事よ。作業は（労役）

（労役）

（労役）

大きく

そこに集まってくるから、あ。(公し)会節気の変時は
幸と幸いうす小って行くあり、「下降」民族によっては代に
よって周期の長さは同一でない。又大きの周期の組合せが他の事物等の
休学と共学の第二つが生活の好ましい様子の
ロシアの神学者のネルボフは
松幹である事を知れば、休学あるは家族の中
とみる。(主として)

て決算は主として職域において行はれる。

現代の精造は私は二の二つの基本的集
団はなおこれは
団はなお生活精造において基本的周期
職場と世帯
を形成している。

の場

No.

OKINA